

地方税法施行令の一部を改正する政令 参照条文

目次

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十九号）による改正後）（抄）……………1

○独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）（消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十九号）による改正後）（抄）……………2

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）……………3

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十九号）による改正後）（抄）

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条 略

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一 二十八 略

二十九 独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十条第一号から第五号まで、第七号又は第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十 四十五 略

3 10 略

○独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）（消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（令和四年法律第九十九号）による改正後）（抄）

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- 一 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。
- 二 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること。
- 三 前二号に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること。
- 四 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと。
- 五 国民生活に関する情報を収集すること。
- 六 適格消費者団体が行う差止請求関係業務（消費者契約法第十三条第一項に規定する差止請求関係業務をいう。）の円滑な実施のために必要な援助を行うこと。
- 七 重要消費者紛争の解決を図ること。
- 八 特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体をいう。）が行う同法第五十六条第一項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てること。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（抄）

（法第三百四十八条第二項第二十九号の固定資産）

第五十一条の十 法第三百四十八条第二項第二十九号に規定する独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十条第一号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものは、これらの業務の用に供する固定資産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

- 一 事務所の用に供する固定資産
- 二 宿舍の用に供する固定資産
- 三 その利用について対価又は負担として支払うべき金額の定めのある研修施設の用に供する固定資産